

# 1 燃やせるごみ 《週2回》

<p>分け方</p>	<p>①生ごみ、落ち葉、植木剪定枝、貝殻、紙おむつなどの燃やせるもの。          ②「雑紙」は古紙類として資源物に出してください。          ③タンス、机、イスなどの木製家具は、解体時に金属類を取り外して出す。          ④紙おむつの汚物はトイレで処理してから出す。          ⑤草、花などは、根に付いた土を払い落として出す。</p>
<p>出し方</p>	<p>①町指定袋に区名・班・氏名を記入し、口を結んで出す。          ②一度に出せるごみの量は5袋、5束まで。それ以上の場合は焼却場へ自己搬入する。          ③台所の生ごみは、よく水切りをして出す。          ④木の枝、竹、タンスなどの木製品は、50cm以内に切り、紙・麻ひも、縄などで縛って出す。          枝の太さは直径10cm以内 ※剪定枝(4ページ参照)          ※バラなどトゲがある枝は、袋に入れて出してください。          ⑤串やようじなどの先がとがったものは、二つに折って出す。          ⑥食用油は、油処理剤で固めるか、紙などに吸い込ませて出す。          ※天ぷら油のリサイクル(2ページ参照)          ⑦プラスチック類・金具類は、取り外して出す。          ⑧羽毛ふとんは紙ひもで縛って出す。</p>



## 解体して出すもの

解体して50cm以内に短くして縛って出す。

